

4.1 法学部

4.1.1 理念・目的・教育目標

【評価項目 0-0-1】 理念・目的等

(必須要素) 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成などの目的の適切性

(必須要素) 大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【評価項目 0-0-2】 理念・目的等の検証

(選択要素) 大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況

(選択要素) 大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況

【評価項目 0-0-3】 健全性・モラル等

(選択要素) 大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の

策定状況

<2003年度に設定した目標>

1. 学生の多様な進路希望の実現に資する、高い社会的評価が得られる能力の習得
 - (1) ロースクール進学希望者に対する教育の充実
 - (2) 企業法務を希望する者に対する教育の充実
 - (3) 国際感覚を生かせる職業分野への進出の支援
 - (4) 市民的公共を踏まえた政策形成人材の養成
2. 少人数教育による学生間・教員学生間での刺激に満ちた人格形成

(現状の説明)

法学部は下記の理念・目的・教育目標・実施目標を定めて、法学および政治学の研究と教育を行っている。

1. 理念

法学部は、社会の実相の深い洞察を根底とした「ソーシャル・アプローチ」を理念とする。この理念の内容は次の3点に要約される。①民間の自由な精神に基づく研究・教育を目指すこと、②広く深い社会的視野と教養を重視した教育・研究であること、③社会への貢献や社会的弱者への視線を重視した教育・研究であること。

2. 目的

法学部の目的は、「ソーシャル・アプローチ」の理念に基づいて研究と教育を行い、優れた研究成果をあげるとともに、有為な人材を輩出すること、そして、それらを通じて、スクールモットーである“Mastery for Service (奉仕のための練達)”を実践することにある。

3. 教育目標

法学部の目的を実現するために、次の5点を教育目標としている。

(1) 科学的な思考方法の習得

対象を直観的・主観的ではなく、客観的・多面的に観察し、論理的に分析を進めていく方法を身につけること

(2) 広範な知識と社会的視野の獲得

法学・政治学の専門教育のみに止まらず、歴史学、哲学、心理学、社会学、経済学などの諸科学が明らかにしてきた広範な知識を身につけ、さらに広範な社会的現実
常に目を向けられるようにすること

(3) 正しい価値観と豊かな人間性の形成

よりよい社会と人間の幸福の実現に向けて奉仕する精神を育み、自由と正義の実現
を目指した明確な価値観を形成すること

(4) 人権感覚の陶冶

法と政治の基本的規範理念としての人権感覚を身につけること

(5) 国際的・地球的な視野の確保

本学の伝統を踏まえ、自由な精神に基づいて常に国際的・地球的な視野を身につけ
ること

4. 実施目標

上記の教育目標を次の実施目標として具体化している。

(1) 学生の多様な進路希望の実現に資する、高い社会的評価が得られる能力の習得

① ロースクール進学希望者に対する教育の充実

② 企業法務を希望する者に対する教育の充実

③ 国際感覚を生かせる職業分野への進出の支援

④ 市民的公共を踏まえた政策形成人材の養成

(2) 少人数教育による学生間・教員学生間での刺激に満ちた人格形成

法学部の理念・目的・教育目標・実施目標は、抽象的な理念を具体的な目標へと展開する形で定められている。このことは、確固たる理念に基づいて、社会の要請に応じた教育を行い、有為な人材を養成するという法学部の一貫した姿勢を示すものである。法学部の理念・目的・教育目標・実施目標を学生に周知するために、「大学要覧」にすべてを明記するとともに、新入生のオリエンテーション時にカリキュラムの構成と関連づけて理念等を説明している。

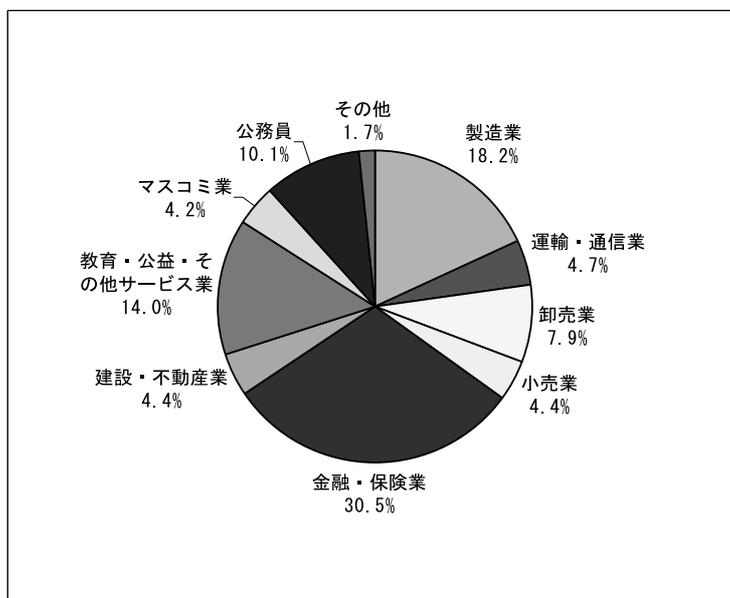
現在の教育目標と実施目標は、2004年度の法科大学院開設に向けた学部カリキュラムの抜本的な見直し作業の中で再確認されたものである。カリキュラムの見直し作業は2000年度に開始され、まず法学部教育改革の基本方針が策定されたあと、コース制の導入に伴うカリキュラムの再編成と単位配分が決定された。このように、教育目標と実施目標は学部教育改革などの際に検証されている。2002年度には多様な能力を持つ学生を確保するためにAO入試を導入したが、この時にも、学部が求める学生像を明確にするために、学部の理念・目的・教育目標を再確認した。

実施目標である「学生の多様な進路希望の実現に資する、高い社会的評価が得られる能力の習得」は、主にコース制との関連で設定されている。コース制は2003年度に導入された。この制度は、専門科目をコース別に配置して、学生が早い時期から将来の進路や学修目標を想定し、それぞれに合わせた専門科目の履修を効率的・体系的に行うことを目的とする。学生は3年次の履修登録時にコースを選択するが、おそくとも2年次の秋までには選択するコースをある程度絞るよう指導している。この実施目標は、2005年度以降、

コース制の実施および進行に伴い、その達成度を検証することが課題である。

もう1つの実施目標である「少人数教育による学生間・教員学生間での刺激に満ちた人格形成」は、学年ごとに配置されている演習科目（法学・政治学基礎演習、人文演習、法学教養演習、法学・政治学研究演習Ⅰ、法学・政治学研究演習Ⅱ、コース特別演習）において実現されることが意図される。いずれの科目も10名から30名程度の学生を対象とするが、少人数教育の成果をあげているかどうかを検証し、必要に応じて改善を施すことも課題である。

なお、新制大学以降の法学部の卒業生累計は2004年度までで31,568名を数える。また、2004年度の就職状況は次のとおりである。



（点検・評価の結果）

法学部は現在も上記の理念・目的・教育目標・実施目標を堅持している。学部教員は理念等を常に意識して研究・教育に取り組んでいるが、学生への浸透度は十分ではない。また、2005年度にコース制が実施されており、その成果を注視している。演習科目については、学生の意識・関心・基礎学力などに注意を払いつつ、改善の方向性を探っている。

（改善の具体的方策）

法学部の理念・目的・教育目標・実施目標を学生に周知させるために、新入生のオリエンテーション時に現在よりも時間をかけて説明する。また、コース制による能力習得については、その成果を測定する方策を準備する。少人数教育による人格形成については、1年生の必修科目である法学・政治学基礎演習の内容や方法を改善するための措置（例えば、委員会等の設置）を講じる。